中心静脈注射等に関する留意事項等

※中心静脈注射カテーテル挿入等 共通事項

- (1) 長期の栄養管理を目的として、CVカテーテル挿入 を行う場合以下を、患者・家族に説明すること
- ●中心静脈注射用力テーテルによる療養の必要性
- ●管理の方法
- ●終了の際に要される身体の状態

等療養上必要な事項

- (2) 長期の栄養管理を目的として、CVカテーテル挿入 した患者を他の保険医療機関等に患者を紹介する 場合、以下の項目を説明・情報提供する
- ●中心静脈注射用力テーテルによる療養の必要性
- ●管理の方法
- ●終了の際に要される身体の状態

等療養上必要な事項について 患者又はその家族等への説明内容

療養病棟における中心静脈注射カテーテル挿入等

CVカテーテルに係る感染を防止する十分な体制として、 以下の体制を整備している

- (1) C V カテーテルに係る院内感染対策のための<mark>指針を</mark>策定していること。 (経過措置令和2年9月30日)
- (2) 療養病棟に入院する個々の患者について、
- C V カテーテルに係る感染症の発生状況を継続的に把握
- ●その結果を「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う 実施上の留意事項について」の別添1の2の別紙様式2の 「医療区分・ADL区分等に係る評価票」の所定の欄に 記載すること。

別紙様式2の1枚目

「87 中心静脈カテーテル関連血流感染症 に対して治療を実施している状態」

※末梢留置型中心静脈注射用カテーテル挿入、 中心静脈注射用埋込型カテーテル設置、腸瘻,虫垂瘻造設術、 腹腔鏡下腸瘻,虫垂瘻造設術についても同様。

医療区分3「13.中心静脈栄養実施している状態」

→※毎月末において、当該中心静脈を必要とする状態に 該当しているか確認を行い、その結果を診療録等に 記載すること